

事業名	アジア諸国等派遣留学生制度	
主管課及び関係課	(主管課) 高等教育局留学生課 (課長: 黒木 慎一)	
上位施策目標	施策目標 9 - 2 諸外国との人材交流の推進	
事業の概要	<p>アジア諸国等派遣留学生制度は、アジア、大洋州及び中近東の諸国(以下「アジア諸国等」という。)に留学生を派遣し、その専門とする分野の研究を行わせ、アジア諸国等における地域研究専門家の養成を図るとともに、我が国とこれら諸国との相互理解と友好親善の促進に寄与することを目的として昭和43年度に開始された。昭和43年の開始いらい約380名が派遣され、帰国後、多くの者が地域研究専門家として研究活動に従事している。</p>	
予算額及び事業開始年度	<p>平成16年度概算要求額: 概算要求なし (平成15年度予算額48百万円)          過去5年間の予算総額: 240百万円          事業開始年度: 昭和43年度</p>	
必要性	<p>世界各国との友好的な関係の構築は、我が国の繁栄と安定の確保に不可欠なものである。また、民族問題や宗教問題などに起因する地域紛争は今なお世界各地で発生している。特に、2001年9月に発生した米国同時多発テロ事件以降は、世界規模で一般市民の社会生活に影響を与えるようになっている。</p> <p>世界各国との相互理解と友好親善の促進、また、各地域特有の原因から生ずる問題に対応・解決するためには、当該地域に関する深い知識を有し、地域の状況に精通した地域研究専門家が必要である。</p> <p>このため、アジア諸国等における地域研究専門家の養成を目的とする本制度の必要性は高い。</p>	
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は本省で実施。文部科学省による長期派遣事業として認識されており、質の高い学生の派遣が可能となっている</li> <li>派遣先からの受入許可等の取り付けは、外務省の協力を得て実施している。</li> </ul>	
有効性	得ようとする効果の把握の仕方(検証の手順)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度の目的は、アジア諸国等地域研究専門家の養成である。毎年、過去の派遣留学生の現職調査を実施し、派遣留学生の帰国後の就業状況を把握し、本制度の効果を検証している。</li> </ul>
	得ようとする達成効果の達成見込みの判断の根拠(判断基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣留学生の帰国後の地域研究専門家としての大学等への就業状況を達成効果の判断基準とする。</li> </ul>
公平性、優先性	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生は大学を通じて公募され、選考委員会を経て決定されるため、公平性は確保されている。</li> </ul>	
得ようとする効果及び達成年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域研究専門家の養成</li> <li>アジア等諸国との相互理解と友好親善の促進</li> </ul>	達成年度
		平成21年度以降
事業継続の適否、改善点等の今後の政策への反映方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度は制度開始以来、その目的である地域研究家の養成に寄与してきたが、平成16年度概算要求では、我が国の国際競争力を維持や国際貢献等、グローバル化する社会に対応できる人材を育成するため、日本人学生等を海外に留学させる制度を新規に要求している。本制度はこの新派遣制度に吸収される形で廃止する。</li> </ul>	

# アジア諸国等派遣留学生制度

大学院在学者又は大学卒業後、研究に従事している  
35歳未満の者アジア等地域研究専門家の養成

創設年度 : 昭和43年度

対象地域 : アジア等地域

対象人数 (年間) : 17人

期 間 : 2年間

専攻分野 : 留学先の言語、文化、歴史等

旅 費 : 下級往復航空賃

奨学金 奨学金月額 100,000円

一時金 (年間) 30,000円